

## 消防情報システムの機器の所有及び維持管理に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と松原市（以下「乙」という。）は、甲乙が共同で運用する消防情報システムの機器の所有及び維持管理に関して必要な事項を定めるため、次のとおり協定を締結する。

### （所有権）

第1条 甲は、消防情報システム開発業務に関する協定書第1条第1号の開発業務により開発された消防情報システムの納入に伴い、その全ての機器の所有権を開発業務受注者から譲り受けると同時に、これらの機器のうち乙の使用に係る個別機器（同協定書第1条第2号の個別機器をいう。以下同じ。）の所有権を乙に移転させるものとする。

### （運用保守）

第2条 甲及び乙は、乙の使用に係る個別機器について、その所有権が前条の規定により甲から乙に移転した後も、甲が開発業務受注者に委託して行う運用保守業務の対象であることを確認する。

- 2 乙は、甲が行う前項の運用保守業務に要する経費について、消防指令業務に関する事務の委託費等に関する協定書別表に定める消防情報システム維持管理経費として同表に定めるところにより負担するものとする。
- 3 乙の使用に係る個別機器について、甲が行う第1項の運用保守業務の対象外の修繕等を行う必要があるときは、乙が当該修繕等を行うものとする。
- 4 甲乙いずれかの責に帰すべき事由により個別機器の破損又は紛失があったときは、直ちに当該破損又は紛失に関する情報を甲乙で共有するとともに、同様の破損又は紛失の再発防止を図り、甲乙が誠実に協議して必要な対策を講じなければならない。

### （増設又は更新）

第3条 甲乙いずれの使用に係るものであるかにかかわらず、消防情報システムの機器の増設及び更新並びに増設し又は更新した機器に係る運用保守業務は、全て甲が開発業務受注者に委託して行う。

- 2 前2条の規定は、前項の規定により増設し又は更新した機器について準用する。この場合において、前条第2項中「甲が行う前項の運用保守業務に要する経費」とあるのは、「消防情報システムの機器の増設又は更新に要する経費及び甲が行う前項の運用保守業務に要する経費」と読み替えるものとする。

(廃棄)

第4条 消防情報システムの機器を廃棄する必要があるときは、乙の使用に係るものにあつては乙が、その他のものにあつては甲がこれを行うものとする。ただし、前条第1項の機器の更新に伴つて既設の機器を廃棄するときは、全て甲がこれを行うものとする。

2 乙は、その使用に係る個別機器を前項本文の規定により廃棄するときは、その旨あらかじめ甲に通知しなければならない。

3 第2条第2項の規定は、第1項ただし書の規定による既設の機器の廃棄に要する経費について準用する。

(消耗品)

第5条 消防情報システムの運用に必要となる消耗品は、全て甲が買い入れる。

2 第1条の規定は、乙の使用に係る消耗品について準用する。

3 第2条第2項の規定は、第1項の規定による消耗品の買入れに要する経費について準用する。

(補則)

第6条 本協定に定めるもののほか、消防情報システムの機器の所有及び維持管理に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(施行期日)

第7条 この協定は、令和7年3月31日から施行する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ各1通を保管するものとする。

令和6年11月1日

甲 大阪市  
代表者 大阪市長 横山 英幸

乙 松原市  
代表者 松原市長 澤井 宏文